

## 入札公告

令和7年度高知県学生向け県内企業情報発信ホームページ改修委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和7年7月18日

高知県知事 濱田 省司

### 記

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 業務の名称

令和7年度高知県学生向け県内企業情報発信ホームページ改修委託業務

##### (2) 業務の内容

別添の仕様書のとおり

##### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月15日まで

##### (4) 入札の日時及び場所

入札書を令和7年8月7日（木）午後5時までに高知県産業振興推進部産業政策課に持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

##### (5) 開札の日時及び場所

令和7年8月8日（金）午前10時

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県庁本庁舎3階 高知県産業振興推進部産業政策課

##### (6) 入札保証金

高知県契約規則第9条による。ただし、高知県契約規則第10条第2号の規定に該当する場合は免除する。

##### (7) 入札方法

入札金額は、業務に係る全ての費用を含んだ金額とすること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ5により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6 年度から令和 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 5 よりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和 2 年 10 月高知県告示第 810 号。以下「告示」という。）第 1 の 2 の(9)に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第 1 の 2 の(9)に該当しないこと。
- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成 23 年 3 月高知県訓令第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

### 3 入札参加資格の確認申請書の交付

この入札に参加することができる者は、入札参加資格の有無について確認を受け、入札参加資格があると認められたものに限る。この確認は別紙「一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）」（以下「確認申請書」という。）によるものとし、確認申請書は高知県ホームページからダウンロードする。

<アドレス> <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025070800235/>

### 4 入札参加資格の確認申請書の提出

確認申請書の提出期限は令和 7 年 7 月 31 日（木）午後 5 時までとし、持参、又は郵送により高知県産業振興推進部産業政策課まで提出すること。

### 5 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和 7 年 8 月 1 日（金）までに申請者に対して電子メールにより通知する。

また、確認申請書を提出した者のうち、当該入札に参加する資格のない者に対しては、参加できない旨及びその理由を書面により通知する。

### 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該委託業務の入札に参加することができない。

- (1) 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

## 7 質疑応答

- (1) 質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式3）」により、令和7年7月25日（金）午後5時までに高知県産業振興推進部産業政策課へ電子メールで提出すること。また、質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関の担当に伝えること。  
質疑書の送付メールアドレス：120801@ken.pref.kochi.lg.jp
- (2) 質問に対する回答は、令和7年7月29日（火）までに高知県産業振興推進部産業政策課のホームページ内（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025070800235/>）に掲載する。

## 8 契約条項を示す場所、入札公告の交付場所及び問い合わせ先

〒780-8570

高知県産業振興推進部産業政策課

電話番号：088-823-9692

メールアドレス：120801@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025070800235/>

## 9 最低制限価格

設定しない。

## 10 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）の金額を納めなければならない。

ただし、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）第40条の規定により免除された場合又は規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りでない。

## 11 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

## 12 その他

- (1) 入札参加者は、あらかじめ示された一般競争入札心得（郵便入札）を承知すること。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。また、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。

- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (5) 契約書の様式は、高知県産業振興推進部産業政策課のホームページ内 (<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025070800235/>) に掲載された入札情報ページにおいて閲覧することができる。
- (6) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。